5　AIS信号所用

告示要項書	
名称	
位置	
所在地	
緯経	
東	
北	
海上移動業務識別及びそれに係るAIS信号に含まれる位置	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
電波の発射時間	
有効利用区域	
業務開始（変更）予定年月日	
記事	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十七号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府建設運輸省令第五号）の一部を次のように改正する。

「第二百一条第五項第二号ハ」を「第二百一条第五項第二号ハ及びニ」に改め、「の普通財産」を「及び自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定の普通財産」に改め、「財務局、都道府県知事」を「財務局又は財務事務所の出張所長（社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定等及び自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、国土交通大臣が契約に関する事務を委任した財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長に限る。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。